

※8月18日付通知の内容変更のため、部員全員の確認をお願いします。

令和 3年 8月26日

各種学生団体及び所属学生 各位

理事（教育・学生支援担当、学友会副会長）

行動指針BCPレベル3への引き上げに伴う課外活動ガイドライン再開 Step3への変更について（内容変更）

令和3年8月18日付で標記通知を送付したところですが、新型コロナウイルス感染症の変異ウイルスの影響により、宮城県内、仙台市を始め、全国の多くの地域で新規感染者数が予想を超える爆発的な感染状況となっており、8月27日から県内に緊急事態宣言が発令されることとなりました。

よって、緊急事態宣言期間を含めた当面の課外活動については、感染防止対策をより一層徹底のうえ、「学内施設での活動」及び「本学所属学生のみが参加する活動」とし、「県内外を問わず、競技大会参加等は自粛又は延期」するようにお願いします。

なお、8月18日付通知からの変更内容については、下記のとおりとなりますので、内容をご確認願います。

引き続き、感染防止対策について、各種学生団体構成員全員のご理解とご協力をお願いします。

記

1. 県内外での競技大会参加等

県内外での以下の活動を自粛願います。当面の間は、学内施設での活動のみとします。

感染状況により多くの大会が中止又は延期となっておりますので、大会主催者に開催の確認をお願いします。

ただし、宮城県から要請される国体等の個人出場については、出場を認可する場合があります。

自粛対象となる例：

競技大会参加、演奏会等のイベント参加、遠征、他大学等との合同練習や試合、各種大会における審判やスタッフのボランティア参加、県外からの指導者招聘（県内は2週間の健康観察必要）

2. 県内外での競技大会参加等に対する審査等→当面の間は申請できません。

これまでと同様に【大会参加用】団体活動再開時の活動計画書により、大学で内容を確認して承認します。記の1の個人出場についても同様とします。

3. 新歓活動

8月中旬時点で活動再開を承認していない団体がありますので、8月末まで新歓活動期間としています。新歓活動については、オンライン、5人以下の少数で対面の場合は**感染防止対策を徹底したうえで**活動願います。

4. 課外活動施設（部室を含む。）の利用

通常どおり利用可能であり、現在と同様の利用方法（予約方法）となります。よって、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した部室内での感染防止対策（2mの距離を確保できる人数制限等）を遵守継続願います。ただし、更衣室の利用については、**使用停止を継続します。**

5. 通常練習

「学内施設での活動」及び「本学所属学生のみが参加する活動」とし、原則は以下の活動とします。その際、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を遵守継続願います。

なお、学内施設に練習場所がない等の理由により、通常練習が学外施設の場合は、【通常活動用】団体活動再開時の活動計画書に記載した内容を含め、利用施設のルールやマナーを遵守し、移動中も含め、**感染防止対策を徹底願います。**

- (1) オンライン上での活動
- (2) 屋外又は十分な感染防止対策が講じられた屋内施設での個人練習
- (3) 少人数（5人程度）のグループ練習

6. その他

- (1) 夏季又は秋季に開催される大会を最後に引退する部員が含まれ、感染症を理由とする大会中止や大会出場見送りに対する様々な意見等が大学へ寄せられています。大学は、部員の無念を理解し、これまでの努力や成果の機会を奪う意図はありません。また、東京オリンピックや各種スポーツ大会等が開催されている状況を踏まえ、以下を目的とした内容を決定しておりますので、ご了承願います。
 - ①課外活動による感染者発生、クラスター化を防止し、部員の安全安心を確保し、医療機関への影響を最小限とする。
 - ②大会参加後に部員が授業出席や研究室への在室等により、キャンパスに感染症を持ち込ませない。学生全員が正課である授業受講等の教育活動や研究活動に専念する。
- (2) 随時、感染状況等を踏まえ、課外活動ガイドライン等のルールを見直し、各団体へ通知します。
- (3) 10月からの後期 Semester への影響を最小限とする必要があるため、9月中旬時点における宮城県内の感染状況を踏まえ、改めて課外活動に関する通知を各団体へ送付する予定です。

(担 当)

学生支援課活動支援係

連絡先 022-795-3983

メールアドレス sta-kagai@grp.tohoku.ac.jp